

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	らくらくリフォームローン (㈱ジャックス保証付)
------------------	-----------------------------

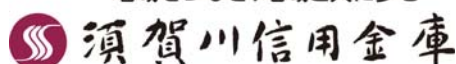
ご利用いただける方	<p>・次の各号すべてに該当する方</p> <p>(1) 借入申込時年齢満20歳以上65歳以下で完済時の年齢が満75歳を超えない方</p> <p>※ 団体信用生命保険に加入される場合は別途制限がありますので、団体信用生命保険の項目をご覧ください。</p> <p>(2) 給与所得者は現勤務先に勤続年数2年以上、自営業者の方は同一業種を2年以上営業している方</p> <p>(3) 安定継続した収入のある方で、前年度税込年収が下記基準に該当する方</p> <p>① 給与所得者・・・250万円以上</p> <p>② 自 営 業 者・・・400万円以上</p> <p>※ パート、アルバイトの方は対象になりません。</p> <p>※ 契約社員、嘱託社員の方は、安定した収入があると認められた場合で、かつ、保証会社が認めた場合に限り対象となります。</p> <p>※ 年金受給者の方は、当金庫に年金受取口座があり、直前の受取実績がある場合で、かつ、保証会社が認めた場合に限り対象となります。</p> <p>※ 同居親族1名の所得合算の取扱いが可能です。 ただし、所得合算者の前年度年収の50%または、申込人本人の前年度年収の50%のいずれか低い金額とします。</p> <p>(4) 本件申込金額を含むすべての無担保ローンの年間元利金返済額の合計が前年度年収に対して次の比率以内である方</p> <p>※ 担保付住宅ローンは含まないが、カードローン等の極度貸付方式は含みます。</p> <p style="padding-left: 40px;">・ 250万円以上400万円未満・・・35%以内</p> <p style="padding-left: 40px;">・ 400万円以上・・・40%以内</p> <p>(5) 住居が本人又は同居家族の所有物件で、お申込人本人が居住していること</p> <p>(6) ご融資金を業者へ振込できる方</p> <p>(7) 原則、団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>(8) 当金庫会員資格を有する方</p> <p style="padding-left: 40px;">・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p style="padding-left: 40px;">・ 当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方</p>
-----------	--

地域をつなぎ、地域と共に歩む



お 使 い み ち	<p>(1) 対象となるお使用みち</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の増改築および住宅設備機器購入 ② 住宅のバリアフリー工事および介護機器購入 ③ キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム ④ エコキュート、太陽光発電システム購入 ⑤ 耐震強化工事等 ⑥ 上記①～⑤のリフォーム資金とリフォームローンまたは住宅ローンの借換を合わせた資金 ただし、住宅ローンは返済実績が5年以上あること ⑦ リフォームローンの借換資金 ⑧ 上記①～⑥の資金と同時に家電・家具を購入または買い替えの資金 <p>(2) 対象とならない資金用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業性の資金（事業用の部分にかかる資金） ② 支払先が申込人経営先（法人・自営業）の場合 <p>・詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>
ご 融 資 限 度 額	<p>・ 10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位）</p> <p>※ 自営業の方は 1,000 万円以内とします。</p> <p>※ 借換のみの場合は一括償還金額を上限とします。</p>
ご 利 用 期 間	<p>・ 6 カ月以上 20 年以内（1 カ月単位）</p> <p>※ 借換のみの場合は残存償還期間を上限とします。</p> <p>※ 団体生命保険に加入できない方のご利用期間は 15 年以内とし、連帯保証人が必要となります。</p>
ご 融 資 利 率	<p>・ 当金庫変動金利型消費者ローン基準金利（消費者ローンプライムレート B）の利率を適用させていただきます。</p> <p>(1) 新規ご融資の場合 毎年 5 月 31 日現在の「変動金利型消費者ローン基準金利」をともに算出し、6 月 1 日より適用いたします。</p> <p>(2) ご融資後の見直しの場合 毎年 5 月 31 日現在の「変動金利型消費者ローン基準金利」を基準として見直し、5 月 31 日以降最初に到来する返済日の翌日から適用いたします。 ただし、利率が上昇しても新しいご返済額は前回のご返済額の 1.25 倍を上限とします。なお、当初の借入期間が満了しても未収利息及び貸出金の一部が残る場合は返済期限に一括してご返済いただきます。</p> <p>(3) ご加入いただく団体信用生命保険の種類によってはご融資利率に金利上乗せが発生します。詳しくは団体信用生命保</p>

地域をつなぎ、地域と共に歩む



ご 融 資 利 率	<p>険の項目もご覧ください。</p> <p>※ 金利については窓口までお尋ねください。</p>
ご 返 済 方 法	<p>・毎月元金均等又は元利均等返済とし、ボーナス月の増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資金額の50%以内とし、年2回の6カ月間隔による返済とします。</p>
連帯保証人・担保	<p>・(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人・担保は必要ありません。</p> <p>ただし、(株)ジャックスの審査により連帯保証人が必要な場合があります。</p> <p>(1) 資金使途の対象物件である建物を申込人以外の方が所有している場合</p> <p>(2) 所得合算を行う場合</p> <p>(3) 団体信用生命保険非加入の場合</p> <p>(4) その他、保証会社が必要と認めた場合</p> <p>・詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>
各 種 手 数 料	<p>・下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。</p> <p>(1) 融資取扱手数料</p> <p>(2) 繰上償還（一部・全部）手数料</p> <p>(3) 条件変更手数料</p> <p>等</p> <p>・詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>
保 証 料	<p>・保証料はお客さまから当金庫へお支払いいただく金利の中から当金庫が保証会社へ支払いますので、お客さまから保証会社へお支払いいただく必要はありません。</p> <p>・詳しくは、窓口までお尋ねください。</p>

<p>団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「団体信用生命保険」へご加入していただきます。ただし、お客さまの告知内容によっては幹事保険会社の保障審査により、ご加入いただけない場合がありますのでご了承ください。 保険加入が申し込み条件となりますが、保険加入できない場合でも、本ローンの取扱いは可能です。 ※ 保険料は当金庫が負担いたします。 ・ご希望により下記 (1) ～ (3) を選択いただけます。 (1) 「信用金庫団体信用生命保険」 (2) 「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」 (3) 「信用金庫団体信用就業不能保障保険」 ・各団体信用生命保険の加入される方の年齢制限については以下のとおりです。 (1) 「信用金庫団体信用生命保険」をご選択される場合 借入時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下の方で、最終ご返済時の年齢が満 75 歳以下の方 (2) 「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」または「信用金庫団体信用就業不能保障保険」をご選択される場合 借入時の年齢が満 20 歳以上満 50 歳以下の方 ・「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」を選択いただく場合、ご融資利率に年 0.3%の金利上乗せさせていただきます。 ・「信用金庫団体信用就業不能保障保険」を選択いただく場合は、ご融資利率に年 0.4%上乗せさせていただきます。 ・ご加入いただいた保険において、発生事由によっては保険金が支払われない場合もあります。 ・詳しくは、窓口にお尋ねください。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて返済金額を試算できますので、お申出ください。 ・ご融資金は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。また、ご入金後はお支払先にお振込みいただきます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 ・お申し込みに際しては、審査させていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 4 月 2 日 現在